年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から46年2月1日まで

A事業所において、Bの整備、C業の手伝い等の作業をして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同事業所には昭和44年7月1日に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するDの記録及び複数の同僚の供述等により、申立人は、申立 期間においてA事業所で勤務していたことが推認できる。

また、A事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であったとしているところ、 同社が保管する賃金台帳により、申立人に係る昭和46年2月支給の給与から 同年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までの期間については、上記の賃金台帳により、申立人の給与からの厚生年金保険料控除は確認できず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は申立期間のうち、昭和46年1月1日から同年2月1日までの期間の 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和46年2月1日と届け出たことが確認できるため、この結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで 私は、昭和53年8月にA社に入社し、平成8年9月に退職するまで、訓練等で勤務地の異動はあったものの、継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、国(厚生労働省)の記録では、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和53年11月25日に同社B支店から同社本社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和53年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和53年10月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 1082

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

高校を卒業した後、実家のAを継いだ。昭和47年7月に両親が私の国民年金の加入手続を行い、このときから両親の保険料と一緒に私の保険料をBの役員に納付していてくれたと聞いているが、国(厚生労働省)の記録では、申立期間の保険料が未納となっている。

当時の保険料額は覚えていないが、両親から手渡された年金手帳や昭和50年度、51年度及び53年度の国民年金保険料納付カードは保管しており、両親がきちんと私の保険料を納付していたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 1 日に払い出されていることが確認でき、そのときに、47 年 7 月 * 日に遡って資格取得したものと認められる。

また、申立人が所持する国民年金保険料納付カードを見ても、昭和 50 年 4 月から同年 11 月までの保険料が同年 11 月 26 日にまとめて納付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人の国民年金加入手続は、昭和50年11月頃に行われたと考えられるところ、当該加入手続時点では、申立期間のうち47年7月から48年9月までの保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立期間のうち昭和48年10月から50年3月までの保険料については、上記加入手続時点では過年度保険料となるところ、申立人は、申立期間当時の保険料について、「母親から、Bの役員に、2か月分又は3か月分の保険料をまとめて納付していたと聞いている。」と供述しているが、C市では、「当

時、婦人団体や自治会に過年度保険料の徴収までは委託していなかった。」と 回答していることから、申立人が供述する納付方法では、当該期間の保険料を 過年度納付することはできなかったと考えられる。

さらに、複数の読み方でオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。